

芦屋町交通安全推進協議会設置条例（平成17年3月28日条例第9号）

最終改正:令和2年3月19日条例第15号

改正内容:令和2年3月19日条例第15号〔令和2年4月1日〕

○芦屋町交通安全推進協議会設置条例

平成17年3月28日条例第9号

改正

平成20年12月25日条例第48号

平成22年6月23日条例第35号

平成30年6月29日条例第21号

令和2年3月19日条例第15号

芦屋町交通安全推進協議会設置条例

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第4条に基づき、芦屋町、交通安全関係機関及び関係団体等が一体となって交通安全運動の推進並びに交通環境の整備、改善及び交通事故の防止を図ることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、福岡県交通安全計画を指針とし、次の事項を推進する。

- （1）交通安全思想の高揚に関すること。
- （2）交通安全教育の推進に関すること。
- （3）交通安全運動の推進に関すること。
- （4）良好な交通環境を確保するための交通安全施設等の改善整備の推進に関すること。
- （5）その他交通安全の推進に関すること。

（関係機関に対する要請）

第3条 協議会で決定したことに関して、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（組織）

第4条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの用件を欠くに至ったときは、当該委員は、その職を失う。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）で定めるところにより支給する。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長1人副会長2人を置き、会長は町長とし、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議の招集）

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、環境住宅課において行う。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第48号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日条例第35号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋町交通安全推進協議会設置条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（芦屋町交通安全対策会議条例の廃止）

2 芦屋町交通安全対策会議条例（昭和46年条例第27号）は、廃止する。

別表(第4条関係)

芦屋町	2人
議会	1人
教育委員会	1人
小学校	1人
中学校	1人
4校PTA連絡協議会	1人
幼稚園・保育園	1人
老人クラブ連合会	1人
自衛隊	1人
商工会	1人
区長会	1人
石油組合	1人
北九州市交通局	1人
西日本鉄道(株)	1人
北九州市土整備事務所	1人
折尾警察署	1人
交通安全協会	2人
